

遠隔医療の更なる活用について

厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにすることについて

オンライン診療を提供することが可能な場所について

オンライン診療を受診することが可能な場所は、「医療提供施設」「居宅等」のいずれかであり、それぞれについて満たすべき条件が存在する。

医療提供施設

患者への医療サービスの提供を目的とする施設

要件：多数の患者への医療の提供に適切な場として、衛生水準を担保しているか

通知「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和5年5月18日）の通知で一部対応

居宅等

医療提供施設外で個々の患者が医療を受ける必要がある場所

場所要件①：療養生活を営む場所
(=社会通念上、医療を受けるにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所)

場所要件②：オンライン診療を受診するにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所
(プライバシーの確保等)

(診療計画策定、本人確認等)

医療を受ける場として満たすべき一般的条件

特にオンライン診療の受診にあたり満たすべき条件

特にオンライン診療の受診の場として満たすべき条件

オンライン診療に必要なプロセス

オンライン診療の適切な実施に関する指針に記載

通所介護施設や公民館等について、「医療提供施設」「居宅等」の要件に該当するか検討が必要。

「居宅等」について

○オンライン診療の適切な実施に関する指針（抜粋）

- 「療養生活を営むことができる場所については、オンライン診療であるか否かにかかわらず、既に、患者及びその家族等の状態や利便性等を勘案した判断を行っている」
- 「③患者の所在として認められる例 患者の日常生活等の事情によって異なるが、患者の勤務する職場等についても、療養生活を営むことのできる場所として認められる。」

○過去の国会答弁（第196回国会 衆議院 予算委員会第五分科会 第2号 平成30年2月26日）

武田政府参考人（略） 医療の提供の場所につきましては、医療法で規定をしております。医療法上、医療は、病院等の医療提供施設や医療を受ける者の居宅等で提供されなければならないというふうにされております。御指摘のデイサービスでございますけれども、デイサービスを行う場所につきましては、医療提供施設ではなく、また、患者が一時的に滞在するのみであるという性質に鑑みれば、医療の提供が認められている患者の居宅等の療養生活を営むことのできる場所となかなか言いがたいところがございます。デイサービスでの訪問歯科診療を認めることについては慎重な議論が必要ではないかというふうに考えているところでございます。



- 「居宅等」とは、患者の日常生活等の事情によって異なるが、居宅と同様に長時間にわたり滞在する場所であるため、療養生活を営むことのできる場所、と考えられる。

具体案の骨子

- ✓ オンライン診療は原則として、個々の患者の居宅において受診していただくものであるところ、個々の患者の日常生活等の事情によって異なるが、居宅と同様に長時間にわたり滞在する場所であり、実際に療養生活を営んでいると考えられる場所であれば、オンライン診療を受診できる場所として認められる。
- ✓ 職場については、個々の患者の日常生活等の事情によって異なるが、居宅と同様に長時間にわたり滞在する場所であることを踏まえ、例外的に療養生活を営むことができる場所として、個々の患者の所在として認められる場合があることを示した。
- ✓ 学校や通所介護事業所などについても、個々の患者の日常生活等の事情によって異なるが、居宅と同様に長時間にわたり滞在する場所であることを踏まえ、例外的に療養生活を営むことができる場所として、個々の患者の所在として、オンライン診療をすることが認められる場合がある。
 - ※ オンライン診療により医師が行う診療行為の責任については、原則当該医師が責任を負うため、医師は患者の所在が適切な場所であるかについて確認する必要がある。
- ✓ ただし、個々の患者の所在として認められる場合であっても、医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場合は診療所の開設が必要。
- ✓ そのため、診療所を開設している場合を除き、特定多数人の利用者等に対して通所介護事業所等に通所する機会を活用してオンライン診療を受診する機会を提供することはできない。
 - ※通所介護事業所等が、利用者へオンライン診療ができることについては、問い合わせに答えるのみ（又は診療所を開設すべき）と留意点として示す。

へき地等に限らず都市部を含めオンライン診療のための
医師非常駐の診療所を開設可能とすることについて

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。

【引き続き検討を進め、令和4年度結論】

規制改革実施計画（令和5年6月17日閣議決定）（抄）

厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。

【令和5年度末までに措置】

現状の制度及び課題

へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について (令和5年5月18日)の特例範囲

無医地区、準無医地区、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」、小笠原諸島振興開設特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」のほか、準無医地区と同程度に医療の確保が必要な地区

<準無医地区と同程度に医療の確保が必要な地区>

- ✓ 中心的な場所を起点として半径4kmの地区内の人口が50人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されている
- ✓ 中心的な場所を起点として半径4kmの地区内に医療機関はあるが診療日数が少ないか（概ね3日以下）又は診療時間が短い（概ね4時間以下）
- ✓ 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1日4往復以上あり、また、所要時間が1時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中している
- ✓ 豪雪地帯等において冬期間は定期交通機関が運行されない、又は極端に運行数が少なくなるため、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所を開設する必要があると都道府県知事が認めた地区

<課題>

へき地以外の場所についても、特定の診療科目の医療機関がない場合など、医療アクセスが困難な場合があると考えられる。

オンライン診療のための医師が常駐しない診療所を開設可能としている特例範囲を、へき地等に加え、「専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、オンライン診療によらなければ住民の医療の確保が困難であると都道府県において認められるもの」と拡大するとしてはどうか。

へき地等におけるオンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況

開設状況

【調査概要】

- ・ 調査対象：都道府県、保健所設置市、特別区
- ・ 調査期間：2023年10月19日～10月30日
- ・ 回答率：76.5%（全162自治体のうち124自治体）

【5月18日に発出した通知（※）によるオンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況について】

- オンライン診療のための医師非常駐の診療所：0件
- オンライン診療のための医師非常駐の巡回診療：2件（11月15日時点では、3件把握）

※「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」
（医政総発0518第1号令和5年5月18日厚生労働省医政局総務課長通知）

（参考）上記の調査で、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の特例範囲の拡大に関する意見は以下のとおり。

Q「医療提供体制の確保の観点からオンライン診療のための診療所の特例範囲を拡大した方が良い等のご意見があれば、具体的な内容を教えてください。（自由記述）」※全13自治体からの意見について、趣旨を要約したもの

- ・ へき地等以外で特例範囲を拡大するのは、不適切な医療を助長するなど懸念があるため、慎重になるべきである。（5自治体）
- ・ へき地等以外でも、特定の診療科に着目すると医療資源の少ない地域などにおいては、有効である。（3自治体）
- ・ 医療資源が限られているへき地等以外では、特例範囲を拡大することは避けるべきである。（2自治体）
- ・ その他（3自治体）